

# 綾川町特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日

綾川町長  
綾川町議会議長  
綾川町選挙管理委員会  
綾川町監査委員  
綾川町農業委員会  
綾川町教育委員会

## I 総論

### 1 目的

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）の規定に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため本計画を策定する。

### 2 計画期間

本計画は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

### 3 計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的に実施するため、各部局における人事担当者等の協議を核として、行動計画の策定・推進を図る。

また、次世代育成支援対策に関する研修会や情報提供などに取り組むほか、計画や各種支援制度の周知徹底を行う。

## II 具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関するもの

仕事と家庭の両立を支援するため、家庭よりも仕事優先、育児は女性がするものという考え方の意識改革、男性の積極的な育児参加の奨励、休業・休暇を取得しやすい環境づくり、働き方の見直しや、多様な働き方の実現に向けて以下の取組を進める。

### **(1) 既存各種制度の周知徹底**

すべての職員が出産や子育て、母性保護や母性健康管理などに関する各種制度等について、必要な情報を提供する。

また、管理者や職員に対する周知等を通じて「仕事と家庭の両立支援」についての啓発に努める。

### **(2) 妊娠中及び出産後の職員への配慮**

妊娠中及び出産後を通じて母子の健康を適切に確保するため次の取組を行い、職場全体で母性保護及び母性健康管理に配慮する。

- ・ 所属長は妊娠中や産後間もない職員の健康や安全に配慮し、必要に応じて業務分担の見直しを行う。

### **(3) 出産・育児への男性職員の参加の促進**

男性職員の育児参加を促進するため、次の取組を行い、休暇制度等の積極的な活用を促す。

- ・ 妻が出産する場合の特別休暇、育児参加のための特別休暇及び年次休暇の取得の促進を図るため、管理者は、父親となる職員に休暇の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努める。

#### **【目標】**

子どもの出生時における男性職員の特別休暇取得率 75%以上を目指す。

### **(4) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等**

育児休業等に対する一人ひとりの意識改革を進めるため、次の取組を行い、育児休業等を取得しやすい環境づくりに努める。

- ① 職員が育児休業に入る際には、管理者は職員が安心して休業できるよう職場内の仕事の分担の見直しを行う。また、必要に応じて、臨時的任用、任期付採用及び非常勤職員の採用により代替要員の確保に努める。
- ② 育児休業中は、職場の情報が途絶えることになり、復帰に際しての障害となる可能性があることから、育児休業期間が終了した後、円滑に復帰できるような支援を行う。

#### **【目標】**

育児休業取得率については、男性職員は1人以上、女性職員は80%以上取得を目指す。

### **(5) 超過勤務の縮減**

職場における常態的時間外勤務は、子育てをする職員にとって大きな負担となることから、各種時間外勤務縮減策に取り組み、子育てをする職員が職務と子育てとを両立しやすい環境づくりを行う。

- ① 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知する。
- ② 定時退庁日を設定し、館内放送及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、管理

職員による定時退庁の率先行動に勤める。

- ③ 新規業務が生じる中で、超過勤務を縮減するために、既存業務について合理化等見直しを行い、事務の簡素・合理化を推進する。
- ④ 管理職を中心とした率先退庁の励行や、定時以降の会議・打合せの自粛により、職員が定時退庁しやすい環境づくりに努める。

## **(6) 年次休暇の取得の促進**

子育てをする職員が、子どもの保育所、学校の行事などの際に年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを進める。

- ・ 所属長が、職員の年次休暇の取得状況を常に把握し、取得の促進を図る。
- ・ 所属長は、安心して職員が年次休暇を取得できるよう、事務処理において相互応援ができるよう体制をつくる。
- ・ ゴールデンウィーク期間や夏季休暇期間の前後における年次休暇の取得、月曜日・金曜日と休日を組み合わせた年次休暇の取得などにより、連続休暇の取得促進を図る。

### **【目標】**

職員の年次有給休暇の平均取得日数10日以上を目指す。

- ・ 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努める。

## **(7) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組**

職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識を解消し、職員が働きやすい環境づくりに努める。

## **2 その他の取組**

お子様連れで来庁される方への配慮や、地域での子育て支援など、さまざまな面から社会全体の子育て支援の環境づくりの一翼を担うよう、取組を進める。

- ・ 子どもが安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援活動等への職員の積極的な参加を促進する。
- ・ 子どもが参加する地域の活動に対し、敷地や施設の提供に努める。
- ・ 職場レクリエーション活動の実施にあたっては、職員の子どもを含めた家族全員が参加できるよう努める。